

ドイツの財政収支構造分析 ～日本との比較～

2021年 9月30日

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 橋本 将司

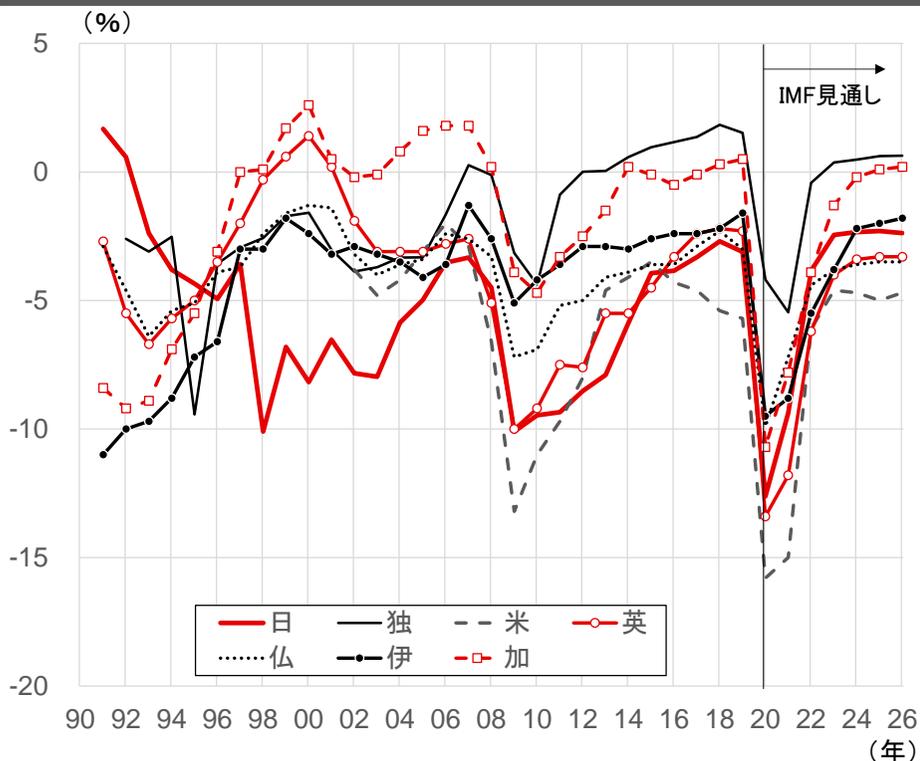
目次

1. G7諸国の財政収支動向の概観～日独の位置付け	P3
2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証	
(1) 経済等の基礎データ	P4
(2) プライマリーバランスと利払い	P5
(3) 政府収入と支出	P6
(4) 政府支出の構成	P7
(5) 政府収入の構成	P8
(6) 税収入の構成	P9
(7) 所得・利益課税の構成	P10
(8) 主な税率	P11
(9) 社会保険料負担率	P12
(10) 債務対GDP比率の要因分解	P13
3. ドイツ財政健全化政策	
(1) シュレーダー前政権による構造改革	P14
(2) 財政規律強化策	P15
まとめ	P16
主要参考文献	P17

1. G7諸国の財政収支動向の概観～日独の位置付け

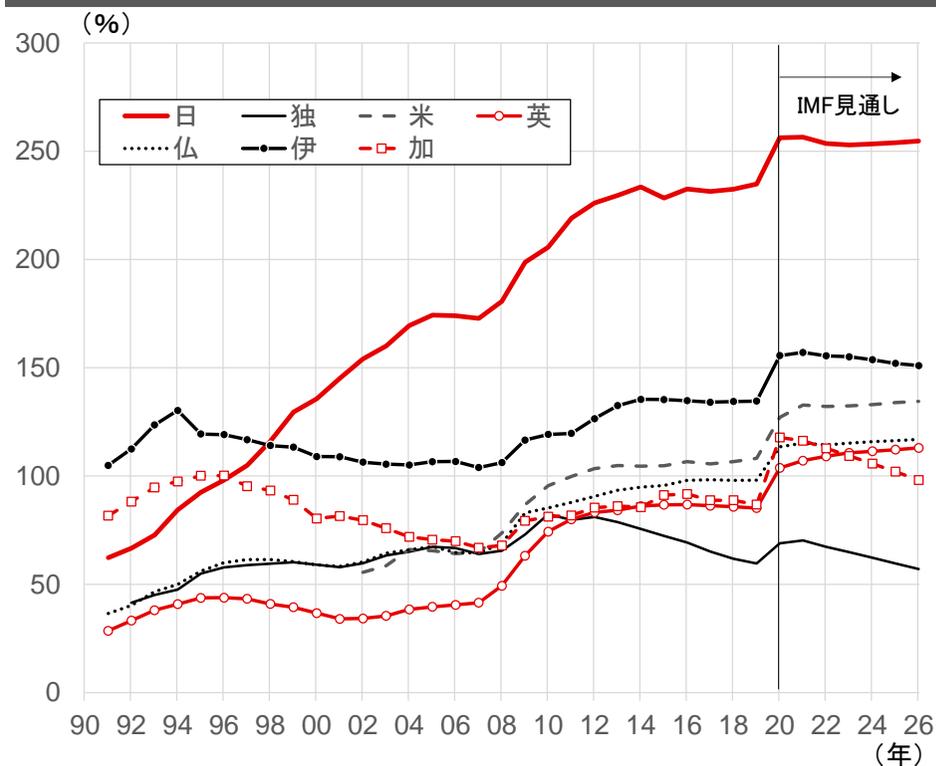
- G7諸国の一般政府部門(中央・地方政府と社会保障基金)の財政収支対名目GDP比率(以下財政収支比率)は、世界の景気サイクルに沿って概ね連動。そうした中、ドイツの財政収支比率は、1990年の東西ドイツ統一に伴う財政負担などを背景に、1990年代から2000年前半にかけてはG7諸国の中では平均的な水準である▲3%前後で推移。その後2000年代後半以降次第に改善傾向が見られ始め、リーマンショック後の2010年代には財政黒字基調へ転換し、G7の中で財政黒字対GDP比率が最も高い国となった。一方、日本の財政収支は、1990年代後半以降G7諸国と比べた悪化傾向が鮮明となり、その後もG7の中で相対的に財政赤字比率の大きい状況が足元まで続いて来た。
- 一般政府部門のグロス債務残高の対名目GDP比率の推移をみると、財政収支動向を反映して、特にドイツは2010年代以降はG7諸国の中で最も低水準で推移。一方、日本は1990年代から上昇傾向が継続。アベノミクスが開始された2013年頃から上昇ピッチがやや鈍化する局面もあったが、G7の中で群を抜く高水準が続いている。

G7諸国の一般政府部門の財政収支対名目GDP比率



(資料)IMFより国際通貨研究所作成 (注)米国のデータは2002年以降

G7諸国の一般政府部門のグロス債務残高対名目GDP比率



(資料)IMFより国際通貨研究所作成 (注)米国のデータは2002年以降

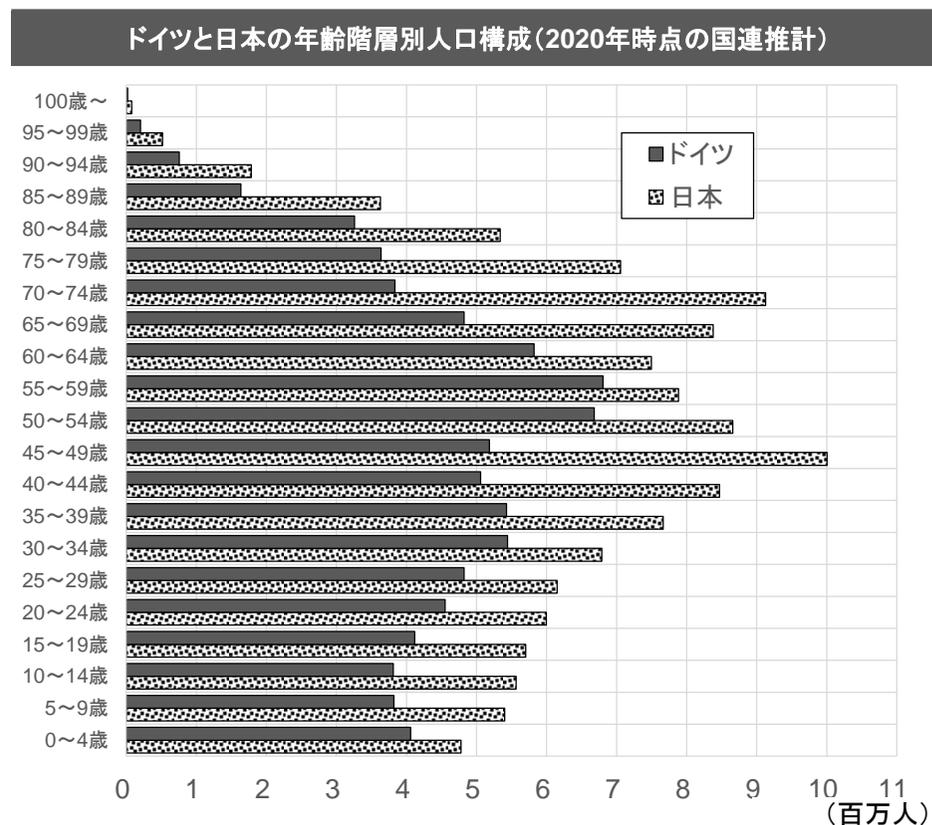
2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(1)経済等の基礎データ

- ドイツ経済は日本経済に次ぐ世界第4位の経済規模で、経済規模、総人口などの点で日本の約7割の規模に相当する。労働生産性水準は米国には及ばないものの、G7諸国の中でも相対的に高く、1人あたりGDPは日本より1割強高い。
- 近年低成長、低インフレは先進国共通の問題となっているが、過去5年間でみると、ドイツの実質GDP成長率、消費者物価上昇率(インフレ率)共に趨勢的に日本を上回っており、デフレ圧力は日本ほどには高くない模様。一方、経常黒字規模は過去5年間の平均でGDP比7%超と非常に大きく外需依存体質で、財政収支も過去5年の平均は黒字となっている。
- ドイツの人口構成は日本と同様若年世代の人口が相対的に少ない先進国型。総人口は小幅ながら増加が続いているが、高齢化率(65歳以上人口/総人口)はG7の中では高い水準。一方の日本は既に総人口が減少傾向に転じ、高齢化率もG7の中では群を抜いて高い水準にある。社会保障関連ではドイツより日本の方が、財政的な圧力がかかり易い状況と言える。

ドイツと日本の基本データ比較		
	ドイツ	日本
GDP(2020年)	3.8兆ドル	5.0兆ドル
人口(2020年)	84百万人	1億26百万人
1人あたりGDP	45,733ドル	40,146ドル
国土面積	35.7万km ²	37.8万km ²
人口密度	235人/km ²	333人/km ²
実質GDP成長率(注)	0.5%	0%
消費者物価上昇率(注)	1.1%	0.4%
総人口伸び率(注)	0.4%	-0.2%
高齢化率(2020年)	21.7%	28.4%
労働生産性水準(2019年; 米国=100)	81.1	59.7
経常収支対GDP比率(注)	7.7%	3.6%
対外純債権対GDP比率(2020年)	82.3%	68.8%
財政収支対GDP比率(注)	0.4%	-4.9%

(注)2015年～2020年平均

(資料)IMF、国際連合、日本生産性本部などより国際通貨研究所作成

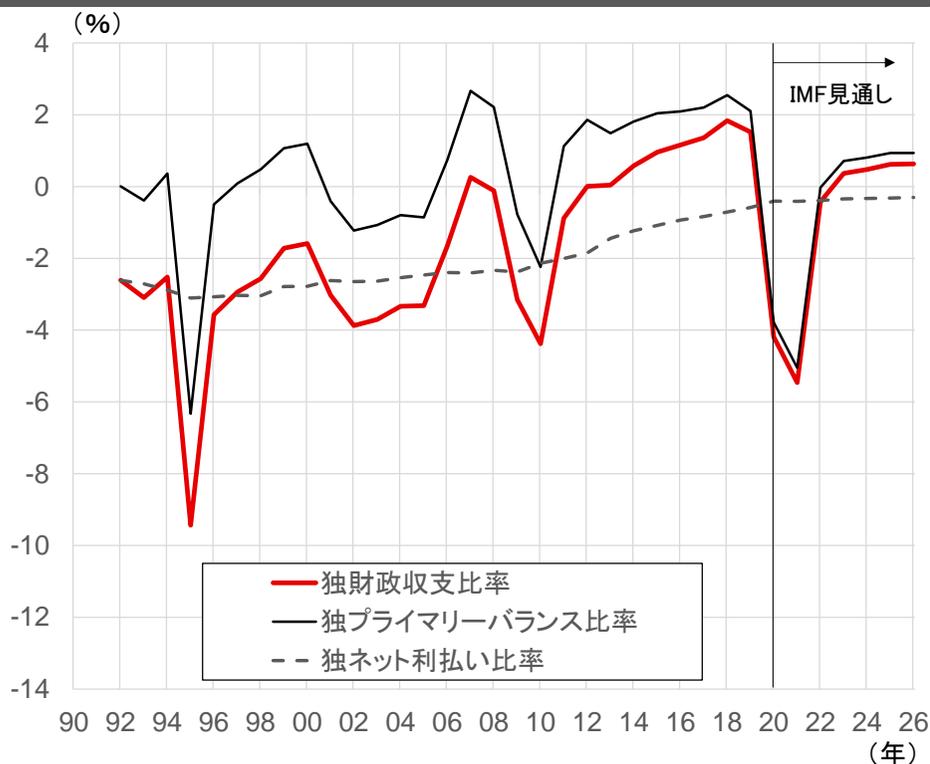


(資料)国際連合より国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(2)プライマリーバランスと利払い

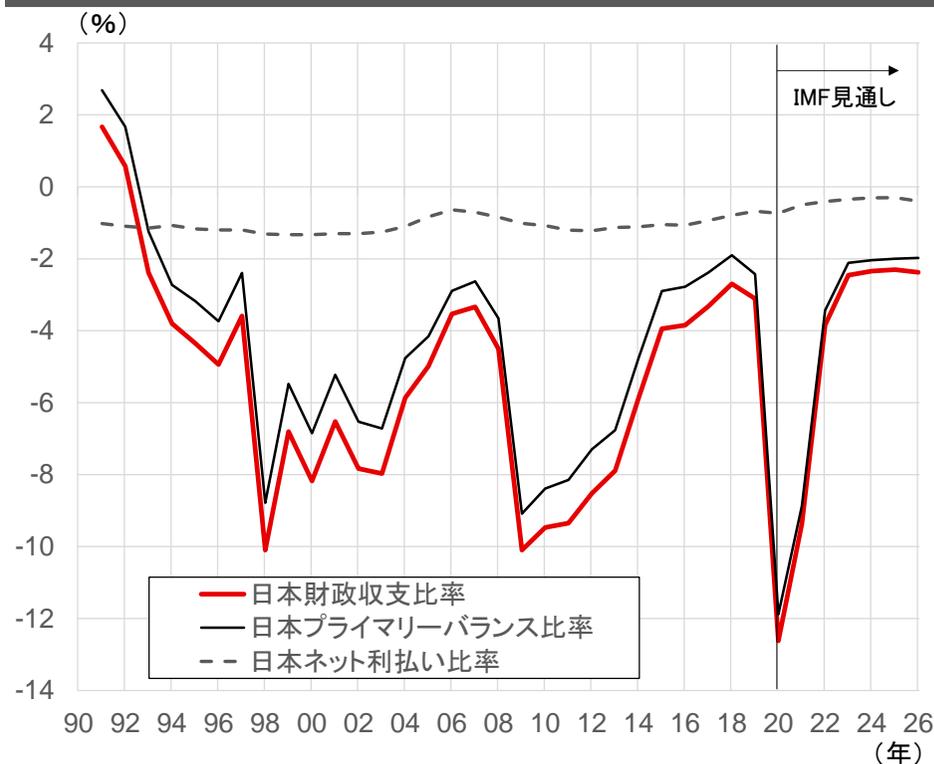
- 財政収支比率を、プライマリーバランスとネット利払い額の対GDP比率に要因分解すると、ドイツのネット利払い比率は1990年代から2000年代にかけて日本に比べて1%程度マイナス幅が大きい局面もあったが、2010年代に入ると、債務残高対GDP比率の低下やECBによる低金利政策などを背景に改善。日本の債務残高はGDP比で大きいものの、日銀による低金利政策と市中金利の低位推移が長らく続いて来たことを背景に、ネット利払い比率は低位安定が続いて来た。足元のネット利払い比率については、日独の間に大きな差は無し。
- よって、日独の財政収支のパフォーマンスの違いは、プライマリーバランスに起因。2010年代以降のドイツの財政収支の改善においては、ネット利払い比率の改善も一定の寄与があったが、プライマリーバランスの改善による効果大きい。当面金利の低位安定が続くとの前提に立てば、日本の財政収支の改善にはプライマリーバランスを改善することが重要となる。

ドイツの財政収支対名目GDP比率内訳(PB比率とネット利払い比率)



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本の財政収支対名目GDP比率内訳(PB比率とネット利払い比率)

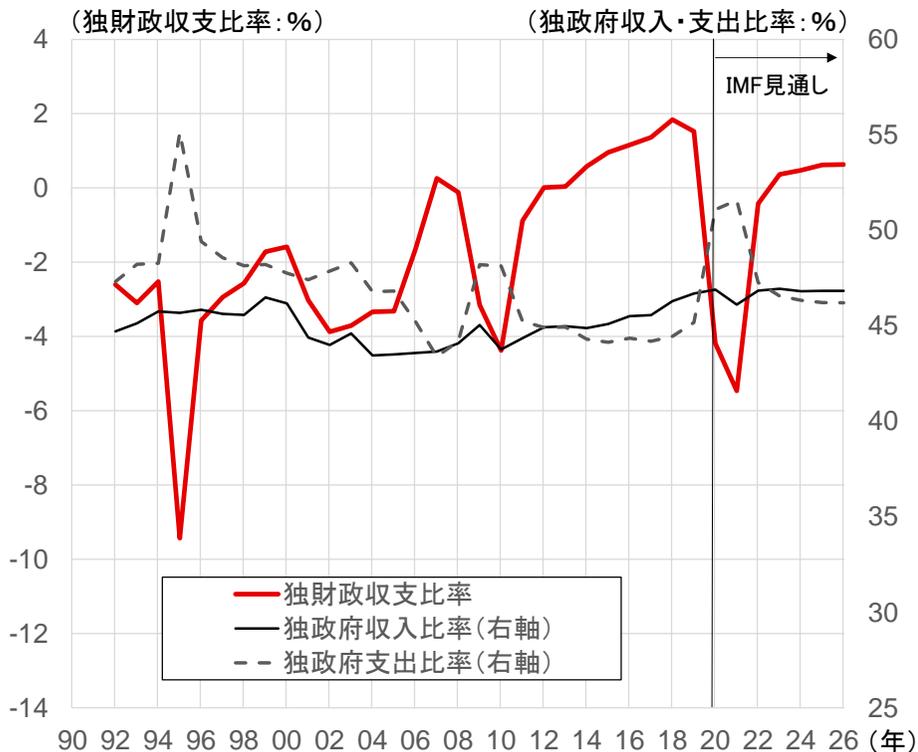


(資料)IMFより国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(3) 政府収入と支出

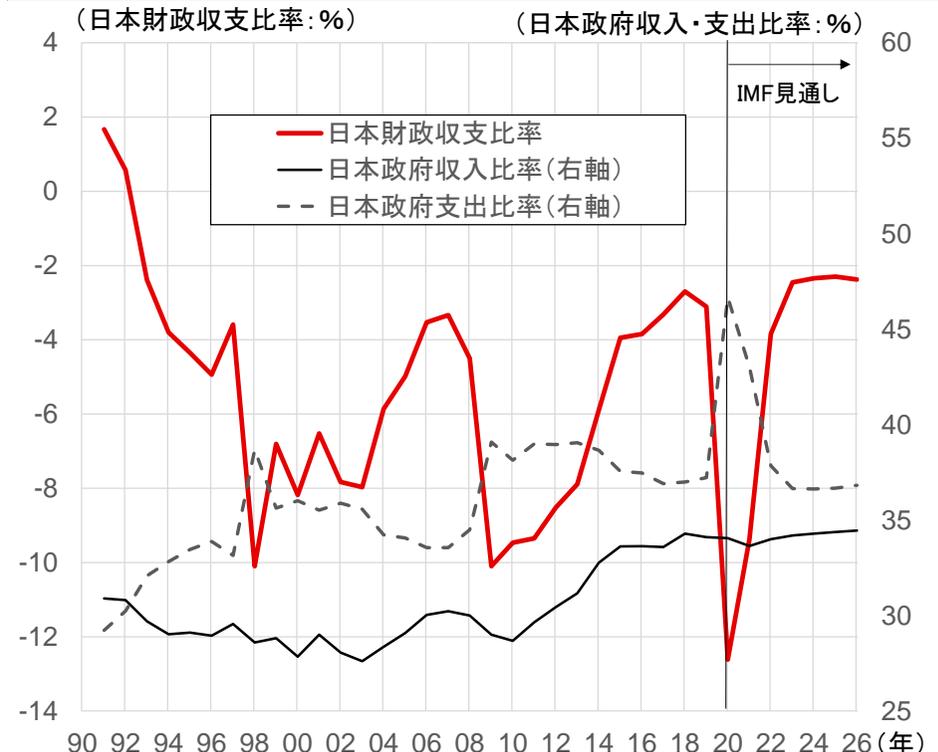
- ドイツの政府収入対GDP比率は、2000年代の43%前後の推移から、2010年代には46%前後まで改善。政府支出比率も、2000年代初頭までの48%前後から、2000年代前半以降は44%前後に低下しており、リーマンショックを挟んでコロナショック前までは同水準近辺での推移となった。2010年代のドイツの財政黒字への転換は政府収入・支出両面の改善が寄与。
- 日本の政府収入比率は、2000年代までの30%前後の推移から、2010年代には消費税引き上げなどもあり、34%前後まで上昇。政府支出比率は、2000年代の30%台半ばから2010年代にはコロナショック前までに30%台後半へと上昇。トータルでは財政収支比率が▲2%台まで改善する場面もみられたが、依然財政赤字基調が継続。
- ドイツの政府収入・支出の対GDP比率は日本に比べて高く、相対的に大きい政府であるが、日本に比べて政府収入と支出のバランスが取れていることがその健全な財政の背景となっている。

ドイツの財政収支対GDP比率内訳(収入と支出)



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本の財政収支対GDP比率内訳(収入と支出)

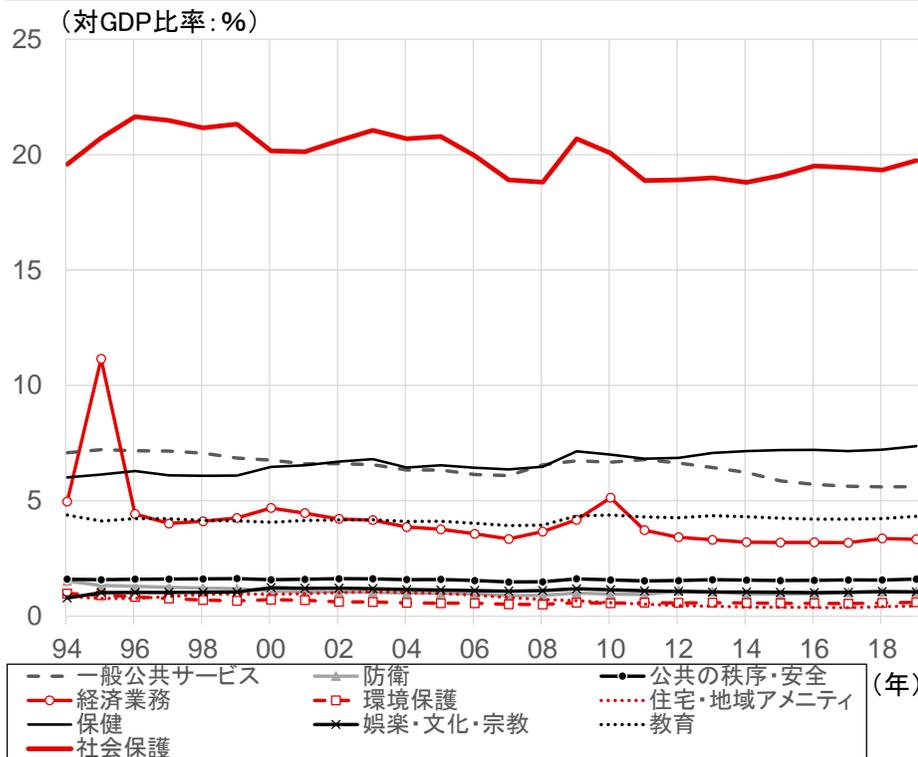


(資料)IMFより国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(4) 政府支出の構成

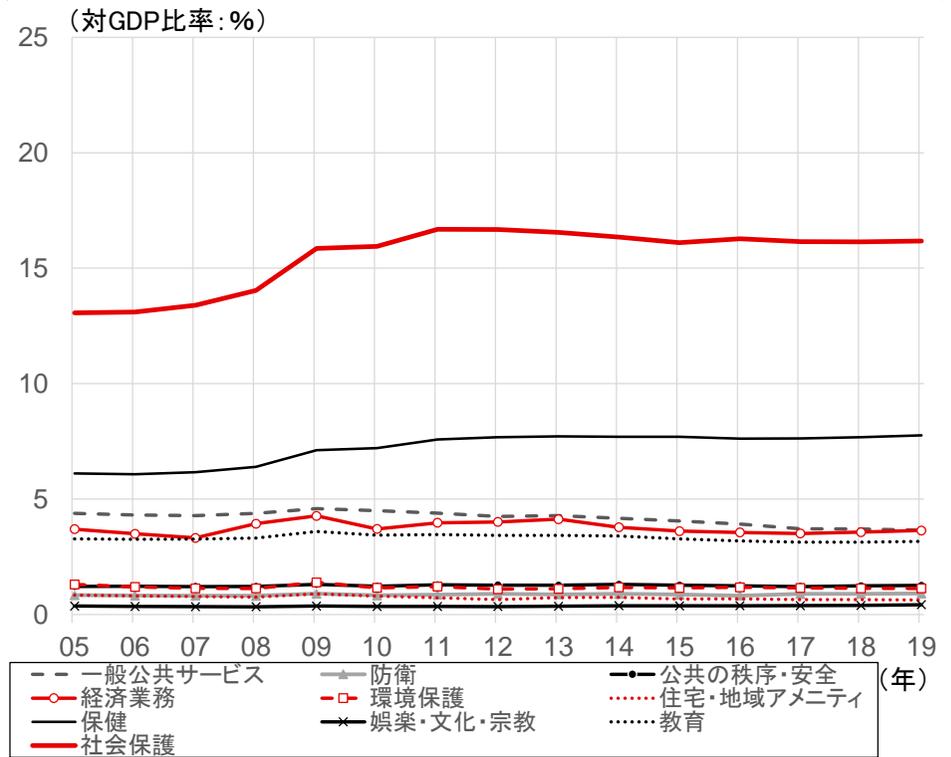
- P6でみた日独の政府支出の内訳を対GDP比率ベースで見ると、内訳項目の大まかな構造・順位は、両国で概ね同じ内容。すなわち、年金支給などを含む「社会保護」が最も大きいシェアを占め、次に医療費などを含む「保健」が、3番目に公的機関の運営費用などを含む「一般公共サービス」が大きなシェアを占めている。それ以外の「防衛」や「環境保護」などの項目は、相対的に小さいシェアとなっている。
- 先にみたように、人口の高齢化比率は日本の方が高いが、シェアの最も大きい「社会保護」の比率は、日本の直近16%程度に対してむしろドイツの方が20%程度と大幅に高い。一方、「保健」の比率は両国とも7%程度で変わらず。「一般公共サービス」はドイツが日本より2%程度高い。これら以外の項目の比率の合計は、ドイツが日本よりも1%程度高い。ドイツでも高齢化が進展する中、近年「社会保護」や「保健」の比率が緩やかに上昇する傾向がみられる。
- ドイツの政府支出比率が、日本の政府支出比率よりも高いのは、特に「社会保護」の支出規模が大きいことが要因。

ドイツの政府支出内訳項目の対名目GDP比率



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本の政府支出内訳項目対名目GDP比率

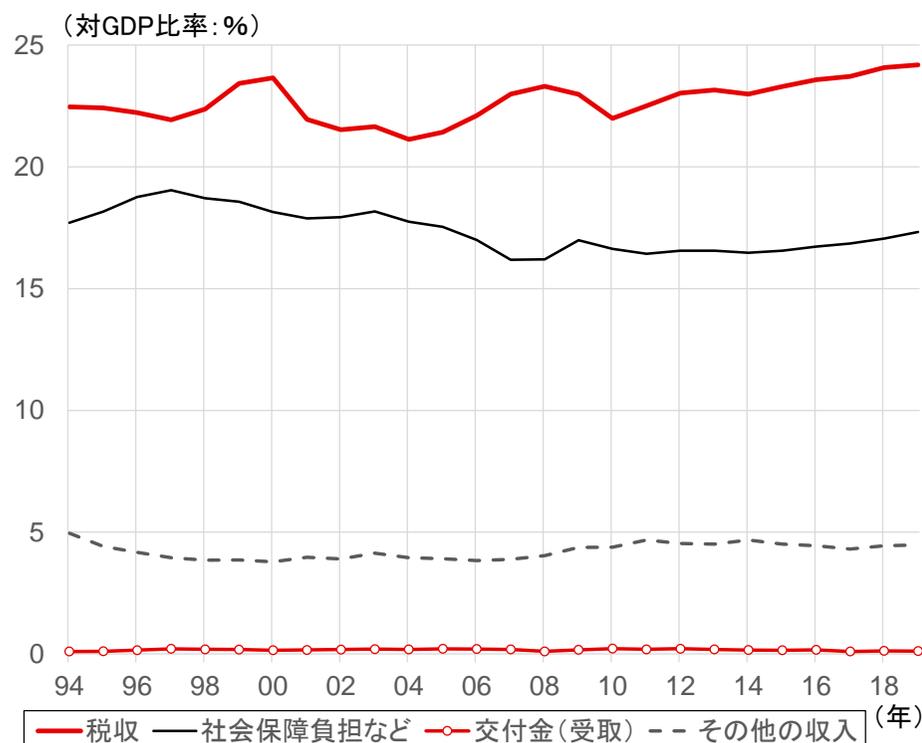


(資料)IMFより国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(5) 政府収入の構成

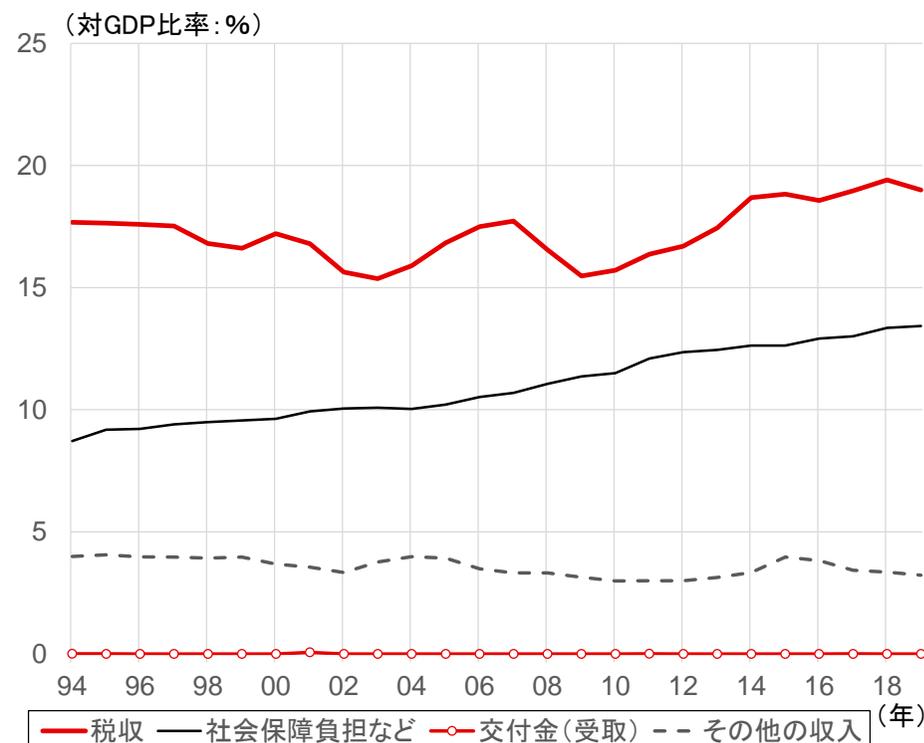
- P6でみた日独の政府収入の内訳を対GDP比率ベースで見ると、政府支出同様、内訳項目の大まかな構造・順位は両国で概ね同じとなっている。すなわち、「**税金**」の比率がもっとも高く、次に**社会保障払い込み金**などを含む「**社会保障負担など**」、次に**利子・配当・手数料**などを含む「**その他の収入**」となっている。「**交付金(受取)**」は国際機関や外国政府からの受取金で先進国である両国とも1%未満に止まっている。
- より具体的なシェアをみると、「**その他の収入**」と「**交付金(受取)**」は日独ともほぼ同水準である一方、「**税金**」は日本が直近約19%に対しドイツが24%、「**社会保障負担など**」は日本が直近約13%に対しドイツが約17%と、両者のGDP比率の合計で約9%程度の大きな格差があり、ドイツの政府収入比率が日本に比べて相対的に高い主因となっている。既述の通り、これはドイツが日本に比べて政府支出規模が大きいにも拘わらず、健全な財政状況にある重要な要因とも言える。

ドイツの政府収入内訳項目の対名目GDP比率



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本の政府収入内訳項目の対名目GDP比率

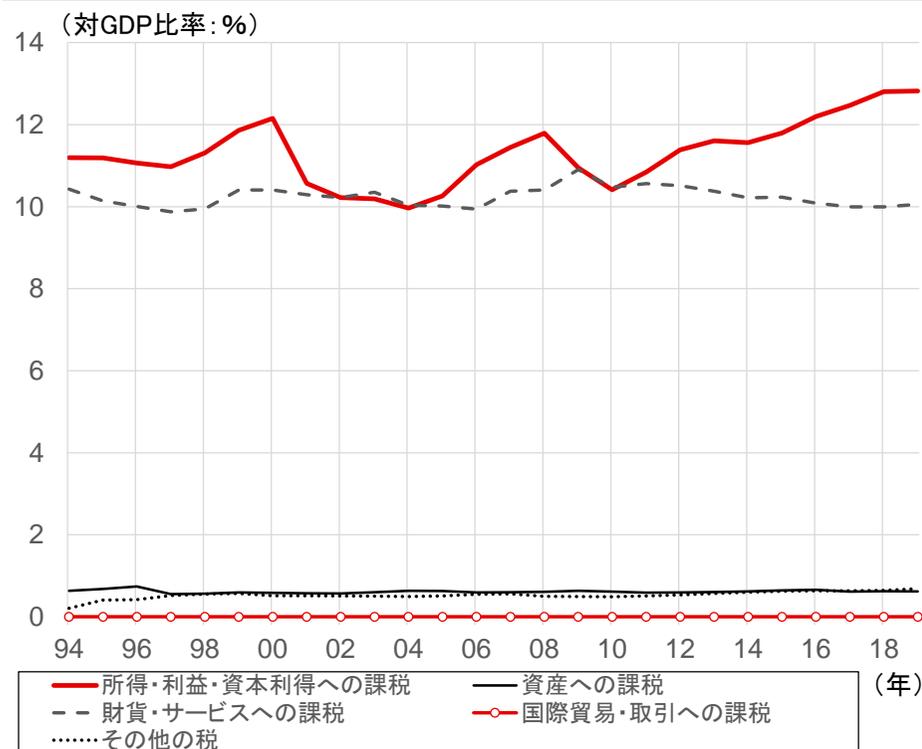


(資料)IMFより国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(6) 税収入の構成

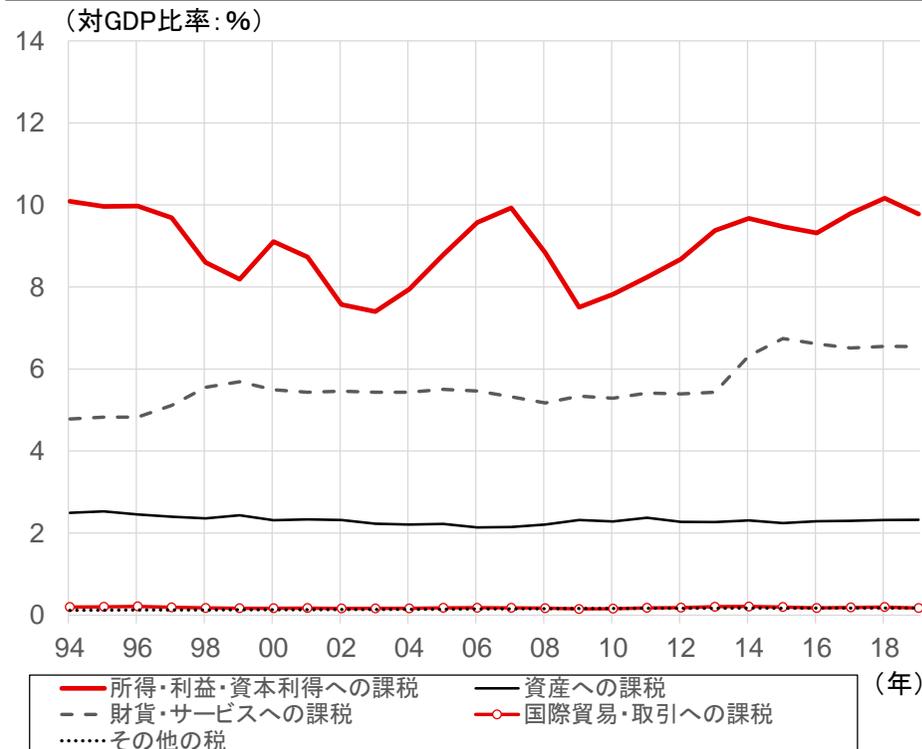
- P8でみた日独の政府収入のうち、「税金」の内訳を対GDP比率ベースで見ると、やはり内訳項目の大まかな構造・順位は両国で概ね同じとなっている。すなわち、両国とも個人所得税や法人税を含む「所得・利益・資本利得への課税」の比率が最も高く、次に消費税や付加価値税を含む「財貨・サービスへの課税」の比率が高くなっている。
- より具体的なシェアをみると、「所得・利益・資本利得への課税」は日本が直近約10%に対しドイツが約13%、「財貨・サービスへの課税」は日本が直近約7%に対しドイツが約10%と、両者ともドイツが大幅に高い。「資産への課税」については、ドイツの1%弱に対し日本が2%強と幾分高いが、「所得・利益・資本利得への課税」と「財貨・サービスへの課税」の比率の日独格差がより大きく、ドイツの税金の比率が日本に比べて相対的に高い主因となっている。

ドイツの税金内訳項目の対名目GDP比率



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本の税金内訳項目の対名目GDP比率

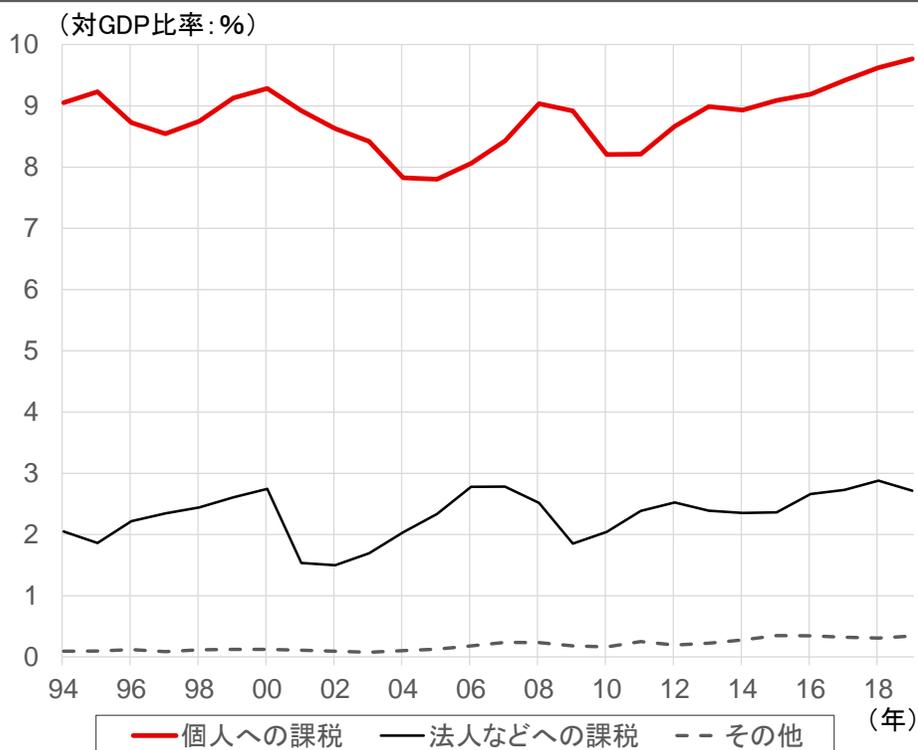


(資料)IMFより国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(7)所得・利益課税の構成

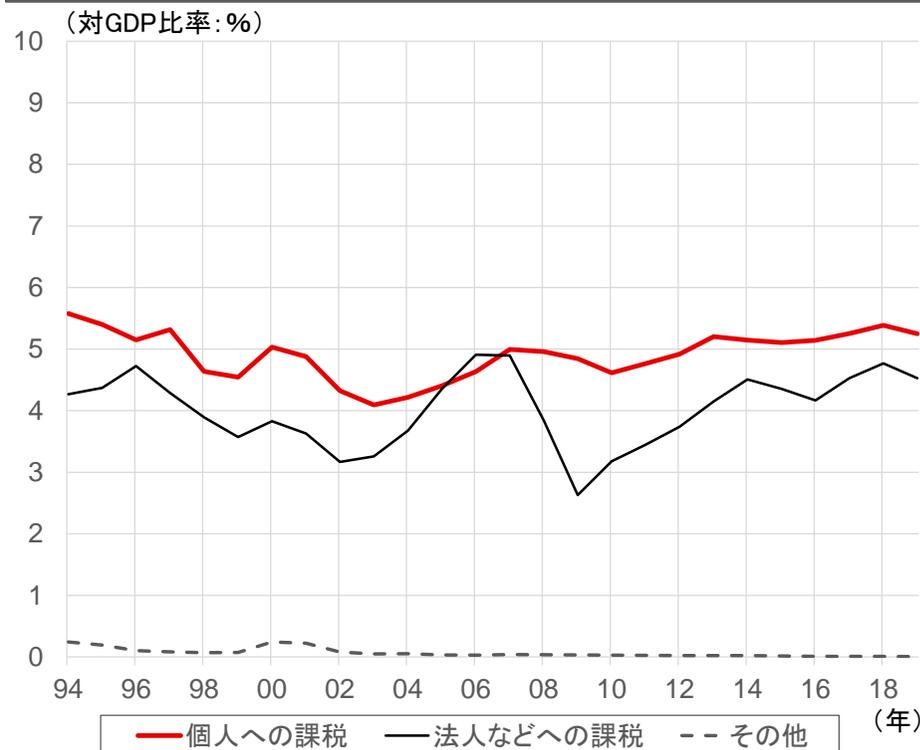
- P9でみた日独の税収のうち、個人所得税や法人税などを含む「所得・利益・資本利得への課税」の内訳を対GDP比率で見ると、「個人への課税」の比率は日本の直近約5.2%に比べてドイツが約9.8%と大幅に高い。一方、「法人などへの課税」は、日本の直近約4.5%に対しドイツが約2.7%と逆に相対的に低い。
- 個人への課税の格差(独>日)の方が、法人などへの課税の格差(独<日)よりも大きく、ドイツの「所得・利益・資本利得への課税」の比率が日本に比べて相対的に高い背景となっている。

ドイツの所得・利益・資本利得課税の内訳項目の対名目GDP比率



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本の所得・利益・資本利得課税の内訳項目の対名目GDP比率

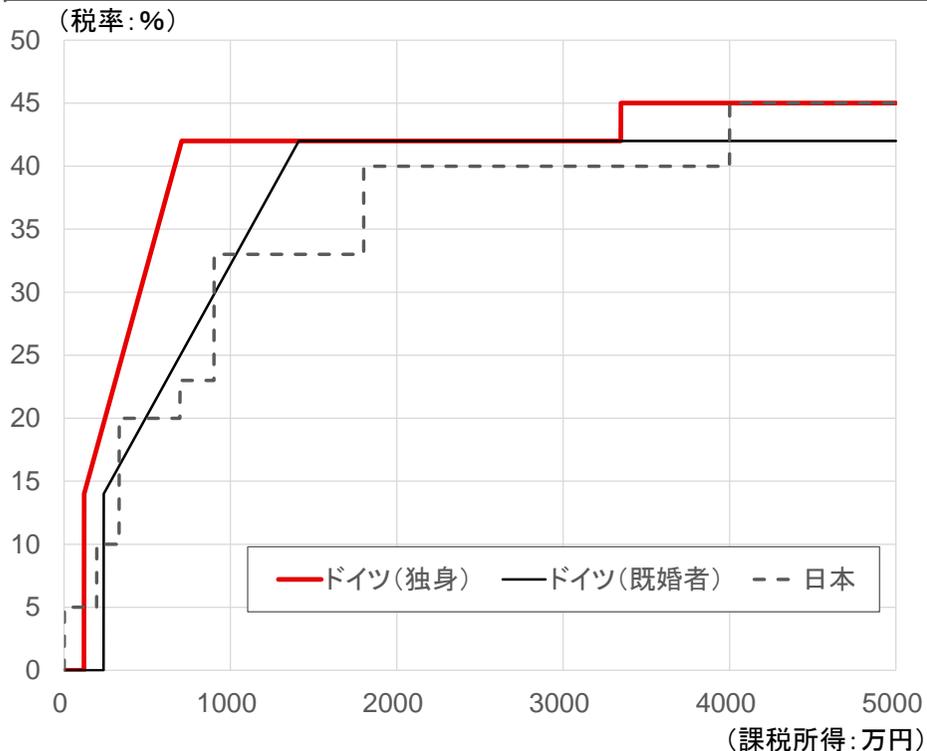


(資料)IMFより国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(8) 主な税率

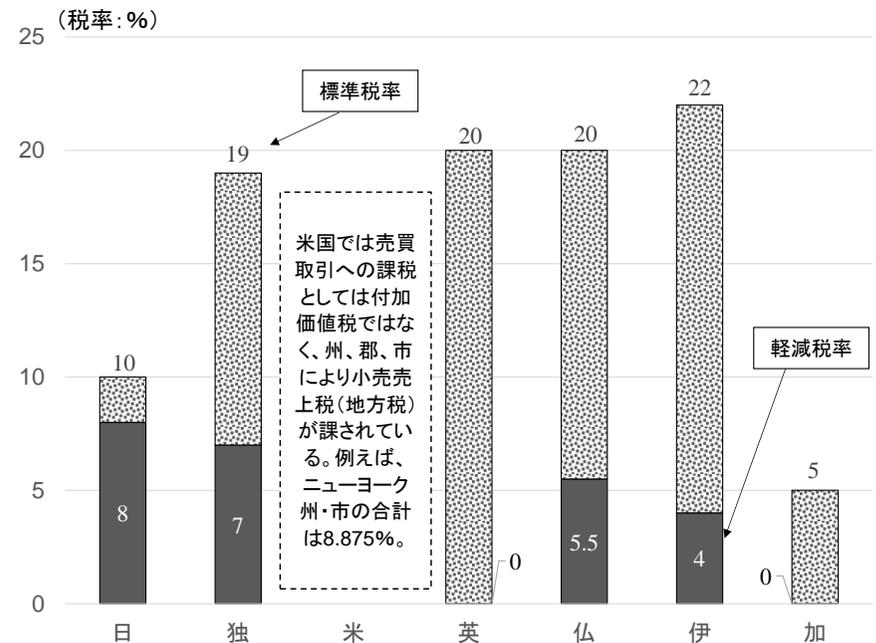
- 2021年の日独の個人所得税の累進課税制度を比較すると、ドイツでは独身者は課税所得9,744ユーロ(約120万円:1ユーロ=121.84円換算)まで、既婚者は同19,488ユーロ(約238万円)までそれぞれ非課税となっている。これを超える課税所得は、独身者が57,918ユーロ(約706万円)、既婚者が115,836ユーロ(約1,411万円)まで、14%から42%への比例累進課税となっている。換算するユーロ円レートによって変動し得るものの、図表の通り2020年の平均ユーロ円レート121.84円で計算すると、個人所得税課税率は、総じて日本よりもドイツの方が高く、これまでみたように所得税などによる個人からの税収入が日本に比べてドイツで高い一因と考えられる。
- また、付加価値税率も、日本の消費税10%に対して、ドイツはフランスなど他の欧州諸国と概ね同水準で19%と、日本のほぼ2倍であり、先にみたような「財貨・サービスへの課税」の税収入の対GDP比率格差の主因になっているとみられる。

日独個人所得税累進課税率比較(2021年)



(資料)PWC、ジェトロ、財務省より国際通貨研究所作成 (注)1ユーロ=121.84円で換算(2020年平均)

G7諸国の付加価値税率(標準税率及び食料品に対する軽減税率)



(注)カナダでは、連邦税である財貨・サービス税(付加価値税)に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される。例えばオンタリオ州は8%。日本については、標準税率10%のうち2.2%、軽減税率8%のうち1.76%は地方消費税である。

(資料)財務省資料より国際通貨研究所作成

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(9) 社会保険料負担率

- ドイツの社会保障制度は、公的年金、医療保険、労災保険、雇用保険については、日本同様社会保険料を徴収する社会保険方式で、子育て支援制度のみ税金により賄われている。各保険料率を比較すると、全ての保険料率で日本よりもドイツの方が高く、特に医療・介護保険では労使合わせてドイツの方が8.5%近く高い水準となっている。合計では労使合わせてドイツでは約40%であるのに対して日本は約30%と10%程度負担率に差があり、先にみた日独間のGDPに対する社会保険料収入の比率の格差の大きな背景と考えられる。
- 因みに、年金受給開始年齢は、日本が原則65歳であるのに対して、ドイツでは2021年現在原則65歳10ヵ月で、2029年までに67歳へ引き上げられる予定。医療費の自己負担額は、日本が原則3割に対して、ドイツは公的保険であれば外来診療は原則無料、薬の処方では自己負担は1割となっている(任意で民間保険の選択可)。

ドイツの社会保険制度における事業主・労働者負担率の概要(2019年時点)			
社会保険制度	事業主負担	労働者負担	備考
公的年金	9.3%(SSCCまで)	9.3%(SSCCまで)	SSCC(2019) ～西ドイツ(8,040ユーロ) ～東ドイツ(73,800ユーロ)
医療介護保険	・一般健康保険:7.3% ・補足健康保険:0.45% ・介護保険:1.525%～子供がいない場合は1.65%(以上SSCCまで)	・一般健康保険:7.3% ・補足健康保険:0.45% ・介護保険:1.525%～子供がいない場合は1.65%(以上SSCCまで)	SSCC(2019)54,450ユーロ
労災保険	～1.3%	—	業界により負担率は異なる。
雇用保険	1.25%(SSCCまで)	1.25%(SSCCまで)	SSCC(2019) ～西ドイツ(80,400ユーロ) ～東ドイツ(73,800ユーロ)
合計	21.125%(子供がいない場合は21.25%)	19.825%(子供がいない場合は19.95%)	SSCC(2019)の最大負担額 ～西ドイツ(13,532ユーロ) ～東ドイツ(12,836ユーロ) 子供がいない場合 ～西ドイツ(13,600ユーロ) ～東ドイツ(12,904ユーロ)

(注)SSCC:社会保障負担上限額

(出所)公益財団法人全国法人会総連合(2019)のP8表2より一部抜粋

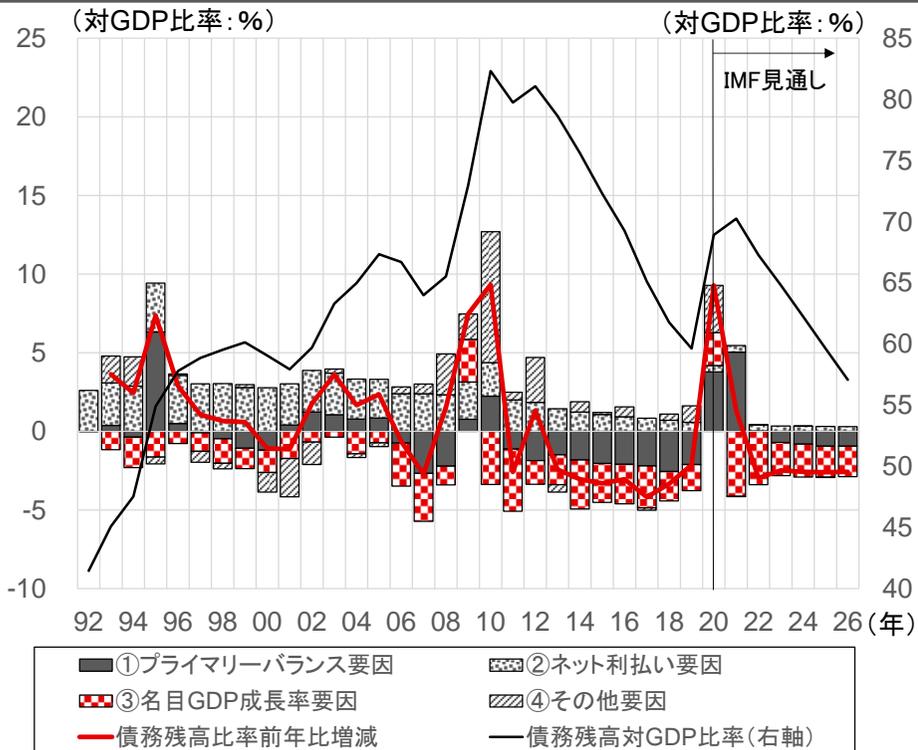
日本の社会保険制度における事業主・労働者負担率の概要(2019年時点)			
社会保険制度	事業主負担	労働者負担	備考
公的年金	9.15%	9.15%	標準報酬月額の上限は62万円。
医療介護保険	5.00%(全国平均)～40歳以上は5.865%	5.00%(全国平均)～40歳以上は5.865%	保険料率は都道府県によって異なる。
労災保険	0.45%(全業種平均)	—	保険料率は業種によって異なる。
雇用保険	0.60%	0.30%	海外の失業補償制度の加入者は免除。
子育て拠出金	0.34%	—	標準報酬月額の上限は62万円。
合計	15.54%(40歳以上は16.405%)	14.45%(40歳以上は15.315%)	

(出所)公益財団法人全国法人会総連合(2019)のP6表1より一部抜粋

2. ドイツと日本の財政収支構造の比較検証～(10)債務対GDP比率の要因分解

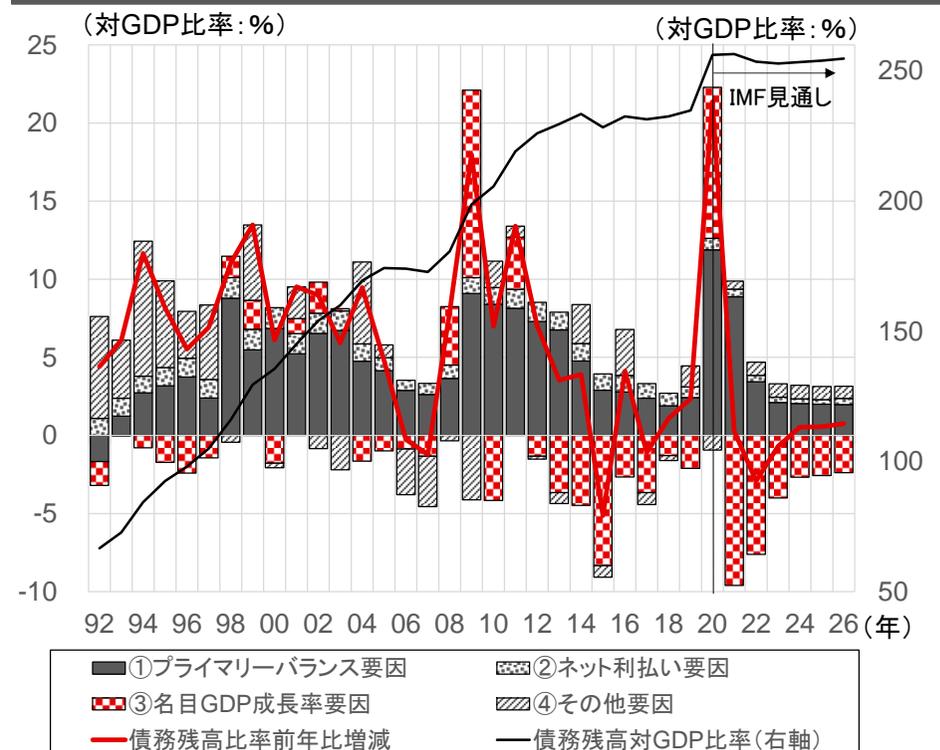
- 日独の一般政府部門のグロス債務残高の対GDP比率の前年比増減を、①プライマリーバランス要因、②ネット利払い要因、③名目GDP成長率要因、④その他要因に要因分解すると、両国の債務残高対GDP比率の趨勢の違いの主因は、①プライマリーバランス要因であることがわかる。1990年代から2000年代にかけては、ドイツの②ネット利払い要因が債務残高比率の一定の上昇要因であったが、2010年代に債務比率が低下傾向になると共に、ECBが低金利政策を始めたことを背景に、寄与度は低下。この間、日本における②ネット利払い要因は、低金利を背景に一貫して低い寄与度に止まっていた。
- 名目GDP成長率は、ドイツが日本を上回る傾向にあった(例:2010年～2019年の平均はドイツが3.5%、日本が1.5%)。もっとも、名目GDP成長率が同じであれば、債務残高比率の水準が高いほど、③名目GDP成長率要因による債務残高比率のマイナス寄与(押し下げ効果)は計算上大きくなるため、ドイツよりも債務残高比率の高い日本の方が、趨勢的には③名目GDP成長率要因による押し下げ効果は高い(逆に日本の名目GDP成長率がマイナスになると、③の押し上げ効果は大きくなる)。

独一般政府部門財政収支対GDP比率の前年比増減の内訳



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

日本一般政府部門財政収支対GDP比率の前年比増減の内訳



(資料)IMFより国際通貨研究所作成

3. ドイツの財政健全化政策～(1)シュレーダー前政権による構造改革

- 2000年代前半にかけてのドイツ経済低迷への危機感から2000年代初頭以降、当時のシュレーダー政権(中道左派)が、「アジェンダ2010」と呼ばれる労働市場、年金・医療・税制・企業制度などに関する包括的な経済構造改革を推進。
- 特に労働市場改革では、失業保険給付の削減・厳格化と同時に、職業紹介機能の強化、労働者派遣制度の規制緩和を含む、労働市場の柔軟化政策を実施。失業者の一部や女性、高齢者などを含め労働参加率が上昇し、失業率も大きく低下。潜在成長率の引き上げと失業保険・生活保護給付の削減による財政負担の軽減に寄与した。年金制度改革では、年金支給開始年齢の段階的引き上げや年金支給額の削減を実施。年金関連支出の削減や年金制度の持続可能性の向上が図られると同時に、高齢者の労働参加率上昇に寄与。一方、低賃金労働者が増加し、所得格差拡大につながったとの批判的な見方もある。
- こうした2000年代から実施されて来た構造改革の成果が、特に2010年代以降、ドイツ経済が相対的に好調推移したことも相俟って、財政黒字化実現の背景の1つになった可能性がある。尚、ドイツにとって割安なユーロの効果を指摘する向きもあり。

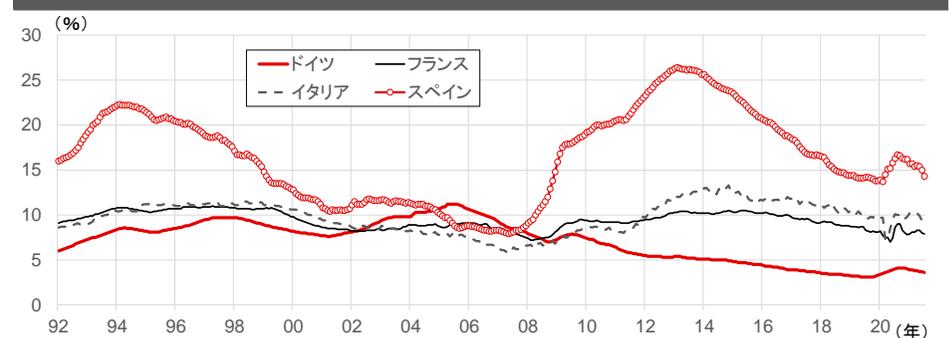
アジェンダ2010のうち、労働市場・年金制度改革の概要

主な項目	概要	効果・影響
労働市場改革 (ハルツ改革)	<ul style="list-style-type: none"> 失業保険給付の削減・厳格化 公的職業紹介機関の機構改革や民間業者の参入拡大などによる職業紹介機能の強化 労働者派遣法の改正による派遣期間上限の撤廃 企業による労働者解雇制限の緩和 短時間労働など多様な働き方を制度に取り込む「ミニ・ジョブ制度」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 女性や高齢者を中心とした労働参加率上昇 失業保険給付額の減少 一方で、低賃金労働者が増加して所得格差が拡大したとの指摘もあり
年金制度改革	<ul style="list-style-type: none"> 年金支給開始年齢の段階的引き上げ 私的年金の充実度や高齢化の進捗に合わせた年金支給額の引き下げ 政府助成金付き確定拠出型個人年金制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 年金関連支出削減 高齢者の労働参加率上昇

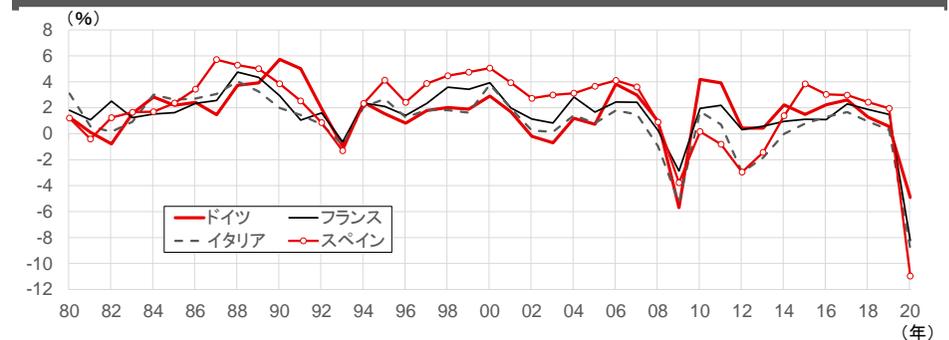
(注)一部メルケル現政権時代に実施された分も含む。

(出所)日経(2018)、経済同友会(2015)などより国際通貨研究所作成

欧州主要国の失業率推移



欧州主要国の実質GDP成長率推移



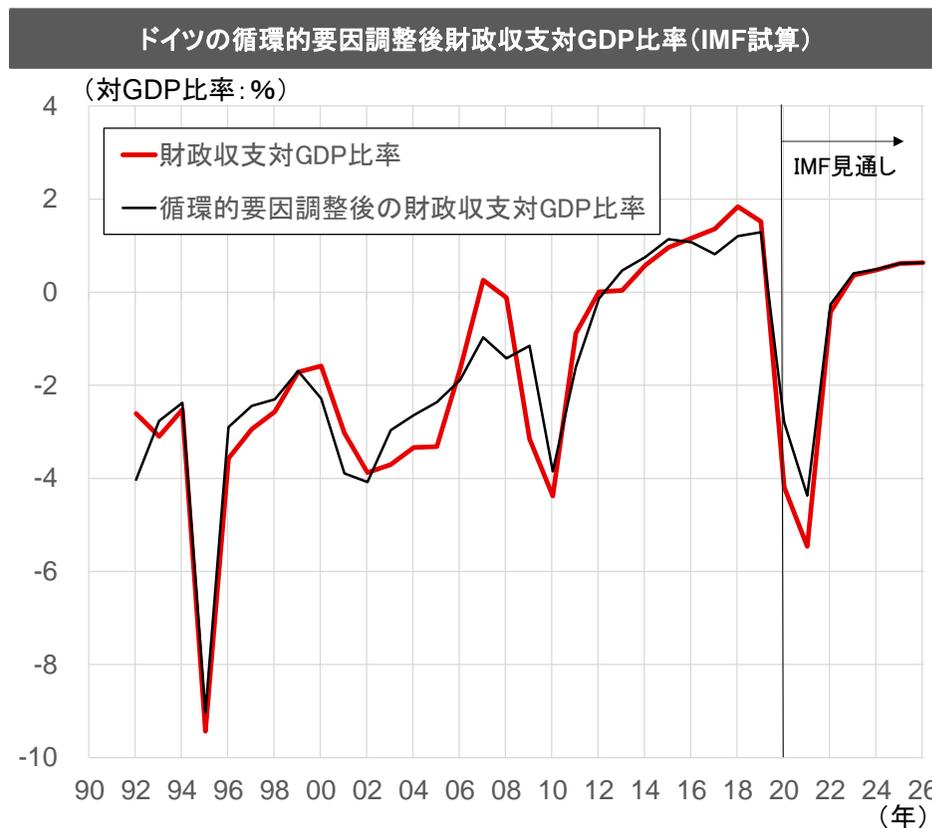
(資料) Bloomberg、IMFより国際通貨研究所作成

3. ドイツの財政健全化政策～(2)財政規律強化策

- 2008年のリーマンショックによる深刻な景気後退への対応のため、ドイツ政府も大規模な景気対策を余儀なくされ、財政状態は大きく悪化。債務急増に対する政府内外からの危機感の高まりを受け、ドイツは2009年に、憲法にあたる連邦基本法を改正し、債務ブレーキ制度を導入した。一定の移行措置を伴いつつ、連邦政府は景気変動要因などを除いた構造的な財政収支の対GDP比率を▲0.35%以上にすること、州政府は財政収支を均衡させることを、それぞれ義務付けられた。尚、自然災害や疫病など緊急非常事態の場合は、議会の承認の下で均衡財政からの一時的な逸脱が認められる。2010年代のドイツの財政改善・黒字化は、こうした新たな財政規律強化政策の効果もあったとみられる。
- ドイツの債務ブレーキ制度は、欧州債務危機後の欧州における安定成長協定強化策の下敷きにもなった。欧州全体では、構造的な財政収支の対GDP比率の下限を原則▲0.5%としており、ドイツの規定よりは幾分緩和されていた。もっとも、これにより2010年代前半に欧州の財政政策が必要以上に緊縮バイアスになったとの指摘もあり、見直し作業が始められている。

ドイツ: 主な財政規律強化策の概要	
主な政策	概要
債務ブレーキ制度	<ul style="list-style-type: none"> • 2009年に憲法にあたる連邦基本法を改正。連邦政府、及び州政府に対し、財政収支を原則均衡させることを義務付ける。 • 連邦政府については、財政収支均衡は、景気変動要因や一時的要因を除いた構造的な財政収支ベースでみた対GDP比▲0.35%までを意味する。 • 適用は2011年以降だが、連邦政府は2015年まで、州政府は2019年までの移行期間を設定し、完全適用はそれぞれ2016年、2020年以降。 • 自然災害など、緊急非常事態の場合は、債務の償還計画と共に議会の過半数の議決を得ることにより、均衡財政からの一時的な逸脱が認められる。 • この制度の創設に伴い、予算策定に関して、各省庁の概算要求を連邦財務省が取りまとめるボトムアップ方式から、トップダウン方式が加味されることになった。具体的には、連邦財務省が前年度の3月に決定する予算の骨子が、各省庁の歳入額・歳出額を示し、予算策定手続きを拘束する。
財政安定化評議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 2010年に創設。連邦と州の財政状況を定期的に監視し必要に応じて勧告を実施。 • 連邦及び州の財務相と連邦経済相で構成。

(出所)財務省資料、渡辺富久子(2015)、田中信世(2013)などより国際通貨研究所作成



まとめ

- 本稿では、日本と同様に輸出依存度が高く、人口の高齢化も進んだ先進国にも拘わらず、財政状況が健全なドイツの財政収支構造について、日本との比較を交えながら、国際比較が可能なIMF集計の財政関連データを用いて分析を行った。
- ドイツの一般政府部門(中央・地方政府と社会保障基金)の財政収支の対名目GDP比率(以下財政収支比率)は、1990年代から2000年代前半まではG7諸国の中で平均的な財政赤字水準であったが、2010年代以降財政黒字基調が定着し、G7の中で一番の財政健全国となった。これに対し日本は、1990年代よりG7の中でも財政赤字の悪化傾向が鮮明となり、足元まで推移。この結果、一般政府部門のグロス政府債務残高の対名目GDP比率も、2020年時点でドイツがG7中最低水準の60%台であるのに対し、日本は1990年代から上昇傾向が続き、2020年時点でG7中最も高い250%台と、対照的な推移となっている。
- 日独の財政収支比率をプライマリーバランス要因とネット利払い要因に分けてみると、世界的な低金利から日独間のネット利払い要因の格差は小さく、プライマリーバランスの動向が、日独の財政収支比率の格差の主因となっている。
- また、日独の財政収支比率を政府収入比率と政府支出比率(財政収支比率=政府収入比率-政府支出比率)に分けてみると、ドイツは政府収入・政府支出比率とも日本より高く、いわゆる「大きな政府」となっているが、両者のバランスが取れていることが財政が黒字基調で推移している要因。日本はドイツよりは「小さな政府」となっているが、政府支出比率に比べて政府収入比率が低く、両者のバランスが取れていないことが財政赤字の原因。
- ドイツの政府支出比率が日本よりも高いのは、日本よりも高齢化率はまだ低いが、年金関連を含む社会保障関連支出の対GDP比率が高いため。一方、ドイツの政府収入比率が日本よりも高いのは、税収入や社会保険負担金の対GDP比率が高いため。さらにドイツの税収入比率が高いのは、個人を中心とした所得税収入や付加価値税収入の対GDP比率が高いため。つまりドイツは高給付・高負担であるのに対し、日本は中給付・低負担であることが、両国の財政状況の格差の背景と言える。
- ドイツにおいて特に2010年代に財政健全化が進んだのは、2000年代初頭にシュレーダー前政権で行われた経済構造改革による労働市場柔軟化や年金制度改革により、経済成長率の底上げや、年金・失業保険負担など財政支出が削減された効果が次第に顕在化して来たことが一因とみる向きが多い。一方、低賃金労働者が増加し所得格差拡大につながったという批判的な見方もある。尚、ユーロ導入以降、ドイツにとっては割安なユーロ相場が経済に有利に働いた点を指摘する向きもある。
- さらにドイツでは、2009年に憲法にあたる連邦基本法を改正して「債務ブレーキ制度」が導入され、財政規律が強化されたことも影響している可能性がある。一方、ドイツの債務ブレーキ制度を下敷きに2010年代前半に欧州では欧州債務危機後の安定成長協定強化策が導入されたが、2010年代前半の過度な財政緊縮政策につながったとの見方がある。「債務ブレーキ制度」は、ドイツ経済の地力があればこそ可能であった財政規律強化策であったかもしれない。
- 以上のような検証から、日本の財政状況の改善には、家計部門を中心に各種給付水準と費用負担のバランスを求めることを視野に入れる必要がある。もっとも、今の日本で無理に家計の財政負担を引き上げれば、景気を腰折れさせかねない。こうした将来的な負担増を可能にして行くためにも、経済の地力・モメンタムを底上げするための規制緩和・制度改革などを行うと共に、財政運営については真の経済効果を突き詰めた、支出・収入双方の見直しや項目入れ替えの地道な実行が必要であろう。

主要参考文献

- 伊藤さゆり(2021)「始まったEU財政ルールを巡る攻防ー過剰債務国と儉約国の対立再び」 ニッセイ基礎研究所Weekly エコノミスト・レター
- 伊藤さゆり(2014)「財政危機を教訓とするユーロ圏の新たな経済ガバナンスー成果と課題ー」 財務総合政策研究所 フィナンシャル・レビュー第120号
- 伊藤隆敏(2015)「日本財政最後の選択」 日本経済新聞社
- 岩見昭三(2021)「ドイツの『構造改革』と『一人勝ち』ー関連性の再検討ー」 社会科学雑誌 第23巻
- 神戸雄堂(2017)「国際比較で浮かび上がる日本の財政悪化の原因とは？」 ニッセイ基礎研究所 基礎研レポート
- 公益財団法人経済同友会(2015)「欧州の競争力に学ぶドイツのシュレーダー改革を中心にー」 2014年度欧州・ロシア委員会 活動報告書
- 公益財団法人全国法人会総連合(2019)「社会保険制度と社会保険料事業主負担の国際比較に係る報告書」
- 財務省(2021)「日本の財政関係資料」
- 財務省(2021)我が国の税制の概要 国際比較 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/index.htm
- 財務省(2020)海外調査報告 財政制度等審議会 財政制度分科会 令和2年7月2日資料
- 財務省(2018)海外出張報告ーとりまとめ資料 財政制度等審議会 財政制度分科会 平成30年3月30日資料
- 財務省(2016)海外調査報告(ドイツ) 財政制度等審議会 財政制度分科会 平成28年4月15日資料
- ジェトロ(2021)国別情報 ドイツ 税制 https://www.jetro.go.jp/world/europe/de/invest_04.html
- ジェトロ(2012)「ドイツ・スイスの債務ブレーキ制度とEFSF拡充に関するドイツ保証引受法改正」 ユーロ・トレンド 2012.3
- 田中信世(2013)「EUの財政規律とドイツの財政」 季刊 国際貿易と投資 Spring 2013
- 田中信世(2004)「ドイツの経済構造改革」 季刊 国際貿易と投資 Spring 2004
- 内閣府(2021)「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日経済財政諮問会議提出)
- 日本銀行(2018)「ドイツの構造改革ー経済成長・健全財政の両立と課題ー」 日銀レビュー 2018-J-6
- 橋本将司(2021)「コロナ危機後の欧米を中心とする財政悪化とリスク評価」 国際通貨研究所 Newsletter No2
- 山本武人(2021)「コロナ危機後のドイツ財政運営ー支援継続と財政運営の信頼性維持の両立が鍵」 みずほインサイト 欧州
- 渡辺富久子(2015)「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」 国立国会図書館調査及び立法調査局 外国の立法263

主要参考文献

- European Commission (2021) “Debt Sustainability Monitor 2020” Institutional Paper 143, February 2021
- Eurostat (2020) “Government finance statistics – Summary tables” 2/2020
- IMF (2021) “Fiscal Monitor Apr 2021”
- IMF (2020) “Government Finance Statistics (GFS)”
- IMF (2021) “2021 Article 4 Consultation – Press Release; Staff Report; And Statement by the Executive Director for Germany”
- PWC (2021) Worldwide Tax Summaries Online Germany individual – Taxes on personal income
<https://taxsummaries.pwc.com/germany/individual/taxes-on-personal-income>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話：03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>